

立川市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 11 月 29 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定
介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部
を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 61 号）の施行による。

立川市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

立川市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成27年立川市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（基本方針） 第2条 ……略…… 2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）<u>第140条の66第1号イ</u>に掲げる地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。 （職員に係る基準及び員数） 第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に掲げる第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満の場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数<u>（地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）</u>は、原則として次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(3) ……略……	（基本方針） 第2条 ……略…… 2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）<u>第140条の66第1号ロ(2)</u>に掲げる地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。 （職員に係る基準及び員数） 第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に掲げる第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満の場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(3) ……略……

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときであつて、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域とした場合における当該区域内の第1号被保険者数の数がおおむね3,000人以上6,000人未満であるときは、前項第1号から第3号までに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ前項に規定する基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、前項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人とする。

3 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数が6,000人以上の場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、第1項に規定する員数に、業務量に応じた適切な人員を加配するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

……略……

2 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数が6,000人以上の場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、前項に規定する員数に、業務量に応じた適切な人員を加配するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

……略……

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

